

秩父市農業委員会 令和8年 第2回定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和8年2月24日(火)午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和8年2月24日(火)午後3時55分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 1階研修室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 25名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席	●		新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席	●		岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	欠席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	欠席
					浅見 喜一	出席

◎印 農業委員会長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）

議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について（4件）

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について（12件）

議案第9号 農用地利用集積等促進計画の意見について（1件）

議案第10号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について

議案第11号 「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）に関する意見について

日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	黒澤美紀子		主幹	小川英孝	書記
参与	浅賀照夫		主任	川上僚太	書記
主査	笠原信之		主任	平沼治貴	
			主事	高野友陽	

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和8年第2回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

10番 芦田 希美 委員 及び 11番 富田 博明 委員 以上、お二人をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をさせます。

黒澤事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

1番、引き続き農業経営を行っている旨の証明書についてでございます。

詳細は別紙のとおりでございます。この証明は、租税特別措置法 第70条の4第1項、第6項の規定（いわゆる納税猶予）の適用を受ける農地につきまして、農業経営を引き続き行っていることの証明となります。現地調査を実施し証明したものでございます。以上でございます。

審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をさせます。

黒澤事務局長 令和8年第2回定例総会において、ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第6号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。
（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第7号上程 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。本案、番号3、4につきましては、●●●●●●委員が、議事参与の制限にあたる案件となりますので、番号1、2を審議し、●●●●●●委員が退席後、番号3、4を審議いたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1から番号4について説明します。はじめに番号1について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●●、畑、1筆、●●●㎡で平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●から南東に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましても、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用の目的は、長屋住宅です。申請事由について説明します。申請人は、生活環境が整い利便性の良い申請地が賃貸共同住宅の需要が見込まれることから、アパート●棟●世帯の賃貸経営を計画いたしました。権利の種類は●●●●●●で資金調達計画も整っております。また、隣接農地の耕作者からの転用計画に対する承諾書が添付されています。現地確認したところ、●が植えられており耕作状態でした。

次に番号2について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●●●●●、畑、3筆、●●●㎡で令和●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●

から南東に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましても、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用の目的は、集合住宅の駐車場です。

申請事由について説明します。申請人は、環境に適した優良な集合住宅地を作りたいとして、アパートの専用駐車場を計画いたしました。事業計画では、申請地へ●●台分の駐車場、一体利用地の宅地と雑種地合わせて5筆●●●●●●㎡へアパート●棟と●台分の駐車場を建築・設置する予定です。また、資金計画は整っており、隣接地に承諾書を必要とする農地はありません。

なお、●●●●年頃から、申請人の●が申請地を賃貸住宅として利用しており、

今回、始末書を添付の上で申請を行っています。現地確認したところ、宅地として利用されてきました。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。番号1、番号2について意見申し上げます。

まず1番ですけれども、先日事務局の川上主任と現地を確認して参りました。形は悪いんですけども、両脇に道が入っているような形。現況はですね、もう結構前にそこ●が植わってまして、取ったり取らなかったりですけども、30年、40年ぐらい前の●の木があります。今現在も●が植わっております。今回そういう形で長屋住宅というものを計画したということで、3種農地ということでもありますので、やむを得ないのではないかと判断いたしました。

続きまして2番ですけれども、ちょっとこれは私もわかりづらかったんですけども、現地確認したときに、現況は平屋のアパートというかが●●年ぐらい前ですかね、そのぐらいに建てたのが建っています。先ほど言ったその青いところの横がずっと道が入ってるのかな。それその全体的な部分から言うとその部分、青いところの部分、農地で違反転用ということで、当時作ってしまったということであるわけです。そういった中で、今回そこにやっぱり長屋住宅、アパートとちょっと話違うんですけど、青いところまた向こうにアパートは、いっぱいできてるんですよ。それを同じ家なんですけども、そこにアパートが世帯の方が●●ぐらいあって、今度もそういう形で作るという計画でありますそこに隣接して、その後の5条で同じ方から出てると思うんですけども、そこと

また噛み合った課題がありますので、5条の方でまたそこは説明したいと思います。さっき言った通り、3種農地という事、周りの影響もないという事、始末書も添付してあることという事で、やむを得ないのではないかというふうに判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等がありますか。

3区 小久保 健司委員 再確認なんですけど、番号2の方、面積は全部で●●●㎡って書いてあります。これは、これでいいわけですね。

事務局（川上主任） はい、番号2の申請地、今回アパートの駐車場として転用する面積は●●●㎡です。宅地等と合わせると、トータルこの青い点線も含め、全体を合わせると●●●●●㎡になります。

3区 小久保 健司委員 結局ここで審議するのは●●●㎡のことだけですね。

事務局（川上主任） はい、その通りです。

議長（横田 友会長） ほかに質疑等ございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第7号、番号1、2について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議長（横田 友会長） 次に、議案第7号、番号3、4を議題といたします。●●●●委員におかれましては退席をお願いいたします。

（委員の退席を確認した後）

事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） それでは、番号3、4について説明いたします。

まず番号3について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●字●●、畑、2筆、●●●●㎡で昭和●●年に贈与により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●から北東に約●●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない農地として第2種農地判断しました。転用の目的は、農業用倉庫と直売所です。

申請事由について説明します。申請人は、昭和●●年頃から申請地を農業用倉庫と直売所として使用しており、今後も同様に使用したいとして始末書添付の上で申請されました。今回転用の目的が農業に関連する内容ではありますが、農業用施設の届出として処理できる面積の上限を上回っているため、農地転用許可申請として手続きを行っています。新たな資金は発生せず、隣接地に耕作者の承諾書が必要となる農地はありません。現地確認したところ、既に農業用倉庫と直売所として利用されていました。

次に番号4について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●字●●、畑、1筆、●●㎡で昭和●●年に贈与により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●から北東に●●●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない農地として第2種農地判断しました。転用の目的は、農家住宅の敷地拡張です。

申請事由について説明します。申請者の●は昭和●●年頃から申請地を農家住宅の一部として使用しており、今後も同様に使用したいとして始末書添付の上で申請されました。宅地2筆、●●●●●●㎡を一体利用し、申請地●●㎡を含めて合計●●●●●●㎡を農家住宅として利用します。新たな資金は発生せず、隣接地に耕作者から承諾書が添付されています。現地確認したところ、宅地状態でした。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

11番 富田 博明委員 11番の富田です。先日川上主任と一緒に現地確認させていただきました。

た。3番ですけれども、こちらは直売所、大きな直売所で、ちょっとその真ん中ですかね。直売所と●●が●棟、あと●●●が●棟ですかね。建てられておりました。昭和●●年って、ずいぶん昔からそういう事で、使っていたみたいなんですけど、こちらも始末書添付されて出てますので特に、致し方ないかなと思います。

それから4番についてなんですけども、こちらの住宅、ちょうど●になってるんですかね。一部その畑にかかってたっていうことで、こちら昭和●●年から使ってたということで、こちら始末書添付の上、近隣の方の承諾を得て、致し方ないかなと思います。皆さんのご意見よろしく願います。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等がありますか。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。4番の案件は先ほどの赤い印が4番なんですかね。

事務局（川上主任） はい、この赤い印をしたところが4番です。

7番 豊田 恵男委員 3番は、その黄色い囲んだところの中で、あと点線は？

事務局（川上主任） 宅地ですね。農家住宅の計画地として赤線の所が農地、点線のこの部分は、既に宅地の地目です。

7番 豊田 恵男委員 今回の案件ではない。

事務局（川上主任） そうですね、今回は、農家住宅の実線の赤いとこだけです。転用するのがここだけで、実際に一緒に使ってるところが点線の部分。

7番 豊田 恵男委員 3番の案件が黄色いマークで。

（休憩を求める声あり）

議長（横田 友会長） それでは、休憩といたします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き会議を開きます。ほかに質疑等ございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第7号、番号3、4について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそのように決しました。富田委員におかれましては、席にお戻りください。

（委員の着席を待って）

議案第8号上程 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に説明させます。

事務局（川上主任） 私からは、番号1、2について説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。まず、1番ですが、譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●●●●●●●、畑1筆、●●●㎡で令和●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●から南東に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用の目的は、工場の敷地拡張です。

申請事由を説明します。譲受人は、昭和●●年頃から譲渡人から申請地を借受け、●●●●●●の一部として利用しており、今後も同様に使い続けたいとして、始末書添付の上で申請に至りました。権利の種類は●●●●で資金調達計画も整っております。また、隣接に承諾書が必要な農地はありません。現地を確認したところ既に●●●●●●●●の一部として使用されておりました。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●●●●●、畑、1

まず、11番でございますが、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●字●●、畑2筆、●●●●㎡で●●●●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●の●●●から西南に約●●●km離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない農地として第2種農地と判断しました。転用の目的は、進入路用地です。

申請事由について説明します。譲受人は、●●の面倒を見るため、譲渡人である●●を建て替える計画をしたところ、畑の一部を宅地への進入路として使用している事がわかり、是正するものです。権利の種類は●●●●で、資金調達計画は整っています。

また、隣接地に同意が必要となる農地はなく、●●●●●●●●●●に農振除外申出の許可が降りている土地となります。現地を確認したところ、進入路として利用されておりました。

次に12番でございますが、譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●、畑、2筆、●●●㎡で●●●●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●から南に約●●km離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない農地として第2種農地と判断しました。

転用の目的は、駐車場用地の拡張です。申請事由を説明します。譲受人は●●等の●●●●を営んでおり、事業拡大に伴い、●●●●●●及び●●●●●●の駐車場を拡張し、安全性を高め、業務の効率を上げると同時に、●●●の駐車場も確保したいと考え申請されました。譲渡人はこの会社の●●となります。権利の種類は賃借権で資金調達計画も整っており、隣接地に承諾書が必要となる農地はなく、●●●●●●●●●●付けで農振除外の許可を受けております。現地を確認したところ、不耕作状態でした。以上でございます。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。これより休憩といたします。再開は3時10分といたします。

・・・休憩・・・

議長(横田 友会長) 休憩前に引き続き会議を開きます。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 はい、2番吉川です。番号1、2について意見を申し上げます。1番ですが、先ほどの4条案件と隣接してるということで兼ね合いがあると思います。内容は事務局の説明した通りになっておりますが、私が見たところですけども、現地に行きまして、●●●●●●●の敷地ということで、もう今現在は使っております。これも先ほどの4条案件と兼ねあった形ですね、発覚したというような形です。始末書も添付してあるということで、使用賃借権ということで、続いて借りるような形になるということですね。やむを得ないと判断しました。それと2番ですが、2番もやっぱりさつきと同じように隣接しております。●●㎡ということで、現況は現地確認したときは、そこに物置があり、不耕作ということなんですけど、家庭菜園みたいなことをやっておりました。だから引き続き、そういう形で借りるのかなということだと思います。やむを得ない、特に問題がないというように判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

1番 新井 範委員 1番新井です。3番、4番、5番、6番と事務局の方でご案内、浅賀さんの方でご案内をしてきた通りでございます。全て何の問題はないのかなというふうに思っております。皆様のご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

3番 青野 孝司委員 3番青野です。私からは番号7、番号8、番号9、および番号10について意見を申し上げます。いずれも概要は事務局からの説明の通りです。まず、番号7についてですが、譲渡人は、当該農地に宅地分譲●区画を設けたいとのことです。当該農地は北側以外の3方向が住宅に囲まれており、不耕作の状況にありました。住宅等が密集している地域でありますので、やむを得ないと感じました。

次に番号8についてですが、譲受人は、当該農地に長屋住宅●棟を建設したいとのことです。当該農地を確認したところ、耕作されておりました。この地域の住宅等が密集していることから、やむを得ないと感じました。

次に番号9についてですが、譲受人は当該農地に建売住宅●棟を建設したいとのことです。当該

今回改定するものです。説明は以上でございます。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等がありますか。

3区 小久保 健司委員 ちょっと今配られてよくわからないです。

黒澤事務局長 毎年度、農地パトロール後の意向調査の結果をとりまとめ、3月には翌年の最適化活動の目標の設定を、6月には農地利用の最適化の推進の状況等結果について、農業委員会で審議し、国に報告しており、その資料をもとに10年後を見据えた長期の最適化活動を指針として表しております。

議長(横田 友会長) おそらく何をどう質問をしていいかわからないかと思いますが、我々是有休農地をいかに解消して、この目標に近づけていくか、そういう事になると思います。その見直しが今ですよということになります。

1番 新井 範委員 ちょっとなかなか難しいとは思いますが、ここに記載されてる、令和7年と3年後の目標値の令和10年4月っていうところって、こういう面積、あるいは担い手が増えるとか、いわゆるちょっと簡単すぎやしないかと。実はね、うちの●●●●●が●●●●●いるんですけど、あと10年たつと半分になっちゃう。●●●●●ってというのは、踏襲をした方が●●●●●。ですからあと10年経つと、もう私なんかも●●●●●歳になります。って言うと、担い手がいるのであれば、経営してると思いますけど、●●●●●ないっていうかもう●●●●●に代わる完璧に。そういうところを見定めてこの表を見せていただくと、ちょっと不思議かなっていう気はするんですよね。目標とするのはいいんだと思うんですよね。だからそれに対する今後、皆さんに考えていただきたいっていうのは、どうやって増やすかっていう。そんなところでの意見しか述べられないです。

黒澤事務局長 おっしゃっていただいた通りですね、非常に厳しい状況ということはあるかと思えます。ありがとうございました。

議長(横田 友会長) 他にご意見はございませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第10号について、事務局の案のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手状況を確認する)

全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第11号上程 「地域農業経営基盤強化促進計画」(地域計画)に関する意見について

議長(横田 友会長) 次に議案第11号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)に関する意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局(農業政策課 桑原主幹) 農業政策課の桑原と申します。議案第11号の地域計画について、ご説明申し上げます。

昨年の地域計画策定に続き、今年度は9つの地区で地域計画の策定をすすめているところでございます。今回ご審議いただく9地区を選定した理由としては、補助事業を検討している担い手がいる、ほ場整備が完了している、人・農地プランが策定済、直近で補助事業の実績がある以上の地域を優先的に選定いたしました。地域計画が国や県の補助事業に紐付いているというのは昨年も説明させていただきましたが、今後は高い集積率が求められたり、成果目標に集積率の向上が加わったりと、さらに厳しいものとなってきているようです。

話を戻しまして、今回策定予定の地域の目標地図については受益効果を現実的に考慮し、規模拡大の意向があるか、もしくは補助事業の実績のある認定農業者及び認定新規就農者を担い手として位置付けるとともに、その方が耕作している農地及び将来的に耕作予定の農地を位置付けることといたしました。そのため、農振地域に限らず、農振地域外も計画策定地域に含まれております。

今年度の協議の場は農政ちちぶによる告知により、10月6日、10月30日、11月17日に、それぞれ旧秩父地区、吉田の釜の上地区、荒川日野地区を対象として開催いたしました。ご参加いただいた委員の皆様には大変ありがとうございました。これらの会合で頂戴したご意見に加え、事前に送付した通知によりご提出いただいた意見を取りまとめた計画案について、ご審議のほどお願いいたします。

ここからは前回同様、計画本体の説明に移らせていただきます。お配りいたしました9地区の地域計画と、付随する目標地図をスライドに流しますので、ご覧いただければと思います。

最初に上・中宮地地区についてご説明いたします。

秩父駅東側から大宮丘陵部をエリアとし、果樹や施設野菜を主としています。

続きまして、上・中寺尾地区です。こちらは尾田蒔地区のうち寺尾地区の中心から南側をエリアとし、こちら果樹や施設野菜を主としています。

続きまして、下蒔田・招木地区です。こちらは尾田蒔地区のうちほ場整備を行った下蒔田地区と寺尾地区の最北部をエリアとし、露地野菜、飼料、有機野菜など多品目にわたって行われています。

続きまして、大野原地区です。概ね大野原全域をエリアとし、施設野菜、主穀複合、花きなどこちら多品目にわたって行われています。

続きまして、黒谷地区です。ほぼ黒谷全域をエリアとし、既に人・農地プランが策定済の地域を含みます。秩父地域の北側玄関口として果樹、施設野菜を主としています。

続きまして、影森・浦山地区です。影森地区ほぼ全域と浦山の日向地区をエリアとし、果樹、施設野菜、露地野菜などを主としています。

続きまして、釜の上地区です。下吉田の大規模な畑作ほ場整備が行われた地域で、人・農地プランも策定済です。施設野菜と果樹を主としたフルーツ街道の一部です。

続きまして、大滝地区です。大滝の三十槌地域をエリアとし、この地域で菌床栽培施設を農業用施設として位置付けした形の特殊な目標地図となっています。このような目標地図の作成については初めてですが、こういった農業用施設として位置付けすることも可能であると県には確認済です。

最後は、荒川日野地区です。荒川地域の日野地区の人・農地プラン策定済のエリアを主とし、施設野菜、露地野菜、果樹など多品目にわたって行われています。

あらためましてこの地域計画は、特に青地を中心に、できる限り多くの農地で地域計画を策定していくようにと国や県で呼びかけているもので、来年度以降も残った地域にて策定を検討してまいります。また、「計画のブラッシュアップ」ということで、目標地図の見直しを行い、集積率を上げて集約を進めていくということも行っていくよう言われています。加えて、中間管理事業に参加した農地については、原則として次回更新時には「地域計画の目標地図に位置付けられていること」とされていますので、計画を策定していない地域で中間管理を使いたいという場合には地域計画の策定が必要となります。この辺りも十分ご留意いただきながら農地のパトロール、意向調査にご配慮いただければと思います。地域計画の説明は以上でございます。

各地区の「地域計画」の記載内容について、ご意見などありましたら頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等がありますか。

3区 小久保 健司委員 今説明してもらったんですけど、地域計画の面積で、その中に3種農地はどのぐらい面積の割合ありますか。

事務局(川上主任) 農地種別は農地転用許可申請上の立地基準でありまして、地域計画とは直接関係がありませんので、地域計画の策定において農地種別毎の面積は算出していません。

3区 小久保 健司委員 農業委員会の立場として、一応それが気になったもので、今質問してみました。

7番 豊田 恵男委員 7番、豊田です。自分の地区のことしかわからないのですが、上中寺尾地区

で、そこに書いてない集落は参加しなくていいのですか。

事務局（農業政策課 桑原主幹） ここに本体の中で書いてあります農業集落名っていう括りの考え方にはなるんですけども、今回参加しないというのではなくて、農地が主に広く分布している地域農業集落名を拾い上げた。担い手さんが多くやってる地域を特に拾った形なので、今後先ほど後半で説明しました計画のブラッシュアップという形で見直しをしていく中で、当然参加したい担い手さんがそこにいれば、ぜひ参加していただいていたいいのかなと思います。ただ、例えば下蒔田・招木地区の中で下寺尾の中で、招木しか入ってないんですけど、それ以外の地区は、担い手がない地域だったりもするので、あえて含めていないというところではありますが、参加することは可能です。

2区 栗原 恒明委員 2区の栗原と申します。農林業センサスの農業集落名を記入してくださいとかって書いてあるんですけど、確かこの農林業センサスというちょっとかじったような気がするんですけども。どういうふうに、この会議を持ちなさいということなんですか。この書類は、皆さん集まって、こういうふうにやって今やっていきましょとかやっぺいなさいとかっていう計画を作れという意味合いの書類なんですか。

事務局（農業政策課 桑原主幹） 地域計画は、正確にフローの流れでいうと、まずはその地域ごとに協議を行って、その地域ごとに地域の農業の10年後を、どのようにしていくかっていうものを皆さんで考えてもらって、それをもとに計画を作って、あとは可視化できるような形で地図を作って。そういったものを行政が少しフォローするといいますか、基本的には地域の農業者の方が中心となって、農業者または農業委員さんが中心となって計画を作るというのがフローに、あるものになります。

2区 栗原 恒明委員 ということは地区の方々に集まっていただいて、この地域計画を話し合いなさいという意味で、この地域計画というのが出てるわけですか。

事務局（農業政策課 桑原主幹） はい、そうです。

2区 栗原 恒明委員 ということは農業の、近くの農家の方々にお集まりしていただいたりするのを、我々農業委員がやるのですか。皆さん集まってこの話し合いに乗ってくださいというふうな形にするんですか。

（休憩を求める声あり）

議長（横田 友会長） これより休憩にいたします
・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き会議を開きます。他にご意見はございませんか。

5区 高田 忠一委員 5区高田です。これ計画立てるとき、出た人がいるわけですよね。

議長（横田 友会長） はい、出てもらっています。

5区 高田 忠一委員 問い合わせがいて、都合が良ければ出てくださって言う人がいたと思うんだけど、すっと頭通っちゃって、出なかった人は、全然結果が出てきてもわかんないわけですよ。だから、興味関心とは言わなくても一応農業委員や推進委員になって、自分の地区でこういうふうな計画立てるよっていうふうなものがあつたとき、出られたら出てくださって言えば、多分出た人もいるんじゃないかと思います。いますよね。だから、やっぱりそういう流れがあるので、委員やられた方は、今後もあるかもしれないけど、この農業委員会としての文書は来ないかもしれないけど、そういう意味で協力できることは協力すれば、いくらかは社会貢献に繋がるんじゃないかなと思いますので、その辺も頭に置きながら、委員さんや推進委員さんをやっていたかといいんじゃないかな。農業政策課も大変なので、そういうことだと思います。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。他にご意見はございませんか。
（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第11号について事務局の案のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手状況を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって そのように決しました。

日程第7 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これもちまして秩父市農業委員会 令和8年第2回定例総会を閉会いたします。